

◆ 令和4年度 消防設備士講習

消防法第17条の10の規定による消防設備士講習を石川県から委託を受け、次のとおり実施します。

1 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以降における最初の4月1日から2年以内の方
- (2) 消防設備士講習を受けた日以降における最初の4月1日から5年以内の方

2 講習日程及び会場

講習区分	講習月日	免状の種類	講習会場
消火設備	令和5年 2月7日(火) 2月8日(水)	甲種第1・2・3類 乙種第1・2・3類	石川県地場産業振興 センター 新館1階 コンベンションホール 金沢市鞍月2-20
	2月9日(木) 2月10日(金)	甲種第5類 乙種第5・6類	
警報設備	2月14日(火) 2月15日(水) 2月21日(火) 2月22日(水)	甲種第4類 乙種第4・7類	

※ 各講習区分の受講日は、上記のうちいずれか指定する日になります。(各日とも定員120名)

3 講習時間

講習時間は、9時30分から16時10分まで。

講習終了後、効果測定を行います。(約30分程度)

(受付は、9時10分～9時25分。科目一部免除者の受付は、12時～12時15分。)

4 受講申請手続き

受講申請受付期間	受講申請書提出先
令和5年 1月5日(木)～1月13日(金) (土・日・祝日を除く) ※受付期間内であっても、定員に達し 次第締め切ります。	郵送のみ 〒920-8203 金沢市鞍月2-3 石川県鉄工会館3階 一般社団法人 石川県消防設備協会 (普通郵便等での不着によるトラブルを避けるため、 簡易書留扱いをお勧めします。)

5 受講手数料 (講習区分ごと)

7,000円分の石川県証紙(北國銀行本支店等で購入してください。当協会では販売していません。)を「使用料(手数料)納入票」に貼って、受講申請書とともに提出してください。

6 講習案内・受講申請書等用紙について (HPからのダウンロードは不可)

- ① 受講対象者【前回の講習(H30年2月)を石川県にて受講された方及び令和2年度(R2.4.1～R3.3.31)に石川県で消防設備士免状を交付された方】には、講習案内及び受講申請書等を送付します。(12月上旬発送予定)
- ② 住所変更により申請書等が届かない方等は、県内各消防本部(局)で入手してください。(12月中旬頃から)
なお、郵送で受講申請書等用紙を希望する場合は、返信用定形外封筒に送付先を記入し、140円切手(1部の場合)を貼付したものを同封して当協会に送付してください。(但し、12月末まで)

○ 講習についてのお問い合わせ先

一般社団法人 石川県消防設備協会

☎ (076) 282-9144 FAX (076) 282-9145